

令和6年度 就学援助制度のお知らせ

町教育委員会では、お子さんが明るく楽しく学習できるように、経済的理由でお困りの家庭に対し、小・中学校での学用品費・給食費・校外活動費などを援助する制度を設けています。

○就学援助を受けることができる世帯

1. 要保護（生活保護法による援助受給者）に準ずる程度に困窮している方
2. 長い病気や突発的な事故などで収入が不安定な方
3. その他の事情でお困りの方

○申請方法

1. 申請書類

- | | | |
|---|---|----------------------------|
| (1) 就学援助申請書 | } | <u>学校または教育委員会で配付しています。</u> |
| (2) 委任状(教育課長) | | |
| (3) 委任状(学校長) | | |
| (4) <u>令和5年中の世帯収入が分かる書類（住民票に記載されている世帯全員分）</u> | | |
- ・ 給与所得や公的年金等の源泉徴収票のコピー
 - ・ 所得税申告書(控)や住民税申告書(控)のコピー など

※世帯の中で、給与等の収入がない、非課税収入(障害年金、遺族年金など)しかない等の理由で申告していない方(被扶養者を含む)についても、税務住民課で、課税収入がないことを申告(住民税申告)いただき、住民税申告書(控)のコピーを提出してください。

なお、(2) 委任状(教育課長)に基づき、税務住民課の課税資料の確認を行います。その結果、ご提出いただいた書類以外の収入状況が判明した場合は、合算して審査しますので、あらかじめご了承ください。

上記のことで、ご不明な点等がございましたら、教育課(電話:0475-44-2509)までお問い合わせください。

2. 申請先 ・ お子さんが通っている学校に提出してください。お子さん1人につき1枚の申請書が必要です。なお、申請書の「理由」欄には、生計状況や経済的に困難な事情等について具体的に記載するようお願いいたします。
3. 申請期日 ・ 4月中に申請があった場合は、4月分から支給の対象となりますが、申請が5月以降になった場合は、申請した月の翌月分からは支給対象になりますので、ご注意ください。
 - ・ 他市町村からの転入の場合、転入日から1ヶ月以内の申請であれば、転入日から認定されます。

裏面に続きます

4. 認定審査
- ・教育委員会は、所得等の調査を行い、その内容を審査し、援助費の支給に係る認定の可否を決定します。
 - ・申請内容については、プライバシーに十分配慮して取り扱います。
 - ・審査の過程において、地区の民生委員の方にご意見を伺いますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○就学援助費の内容（令和5年度）

区 分	小 学 生	中 学 生
学用品費【定額】	年額 11,630円	年額 22,730円
通学用品費(第1学年を除く)【定額】	年額 2,270円	年額 2,270円
新入学児童生徒学用品費(新入学生のみ)【定額】	年額 54,060円	年額 63,000円
校外活動費(宿泊を伴わないもの)【上限】	年額 1,600円	年額 2,310円
校外活動費(宿泊を伴うもの)【上限】	年額 3,690円	年額 6,210円
修学旅行費	保護者実費	
卒業アルバム・卒業記念写真購入費	保護者実費	
学校給食費	保護者実費	
PTA会費	保護者実費	
医療費(虫歯、中耳炎等の学校保健安全法施行令第8条で定める疾病の治療に要する費用)	保護者実費	

※上記金額は令和5年度のものであり、令和6年度については区分や金額が一部変更になる可能性があります。

※年度途中で認定された場合は、学用品費・通学用品費は月割りした額で支給します。

※校外活動費・修学旅行費は、参加するために直接必要な経費を支給します。

※要保護世帯の方については、生活保護で支給されていない費目のみ対象となります。

○問い合わせ先

- ①お子さんが通っている学校
- ②睦沢町教育委員会 教育課（睦沢町上之郷 1654-1 睦沢町中央公民館内）
電話：0475-44-2509)